

日本学生支援機構奨学金 在学採用

東日本大震災による被災世帯の学生対象「震災復興枠」について

日本学生支援機構奨学金の予約採用募集では、下記に該当する方について「震災復興枠」をご利用いただくことにより、優先的に採用候補者とする予定です。

この「震災復興枠」を希望する方は、家庭事情に合わせて添付書類を揃え、

平成27年4月17日(金)まで 情報科学研究科 教務係 に提出してください。

記

◆震災復興枠対象者：東日本大震災の被災世帯の学生

(1) 東日本大震災により、被災当時の生計維持者が死亡又は行方不明となった場合

震災後、当該学生の生計維持者が避難生活中に死亡し、その死亡が市町村から災害関連死と認定された場合（震災との因果関係が認められた場合）を含みます。

(2) 被災による負傷又は疾病で、被災当時の生計維持者が心身に障害を受けた場合

身体障害者手帳の交付を受けた人又は常に就床・介護を要する人を対象とします。

(3) 福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域に居住していたため、申込時現在においても避難生活を継続している場合

福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域（帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域又は警戒区域、計画的避難区域）又は特定避難勧奨地点に指定された区域又は地点に被災当時に居住しており、避難により従来の住宅に住めなくなった世帯を対象とします（指定区域又は地点以外の自主避難は対象としません）。

(4) 自宅の流出、全半壊により、被災当時の住宅に居住できなくなった場合

自宅については、持ち家・借家の別を問いません。また、全半壊となった住宅を修理した後、再び居住した場合でも対象となります。

(5) 震災による生計維持者の勤務先の倒産又は解雇により、申込時現在においても家計状況が厳しい場合

家計状況が厳しいことについて（申込時において再就職できていない、再就職したが収入が被災当時より激減している等）、申込書への記入が必要です。

※上記に記載のない被害（建物の一部損壊、家財の被害、停電による被害）は対象外です。

◆提出書類：※下記書類を通常の在学採用の書類とともに提出してください。

①平成27年度 東日本大震災の被災世帯の学生・生徒にかかる第一種奨学金申込書

②被災の証明書等（コピー） ※以下参照のこと

◎震災の状況を証明する資料として、下記のいずれかの書類を必ず提出してください(コピー可)。

- | | | |
|-----|-------------------------------|----------------------------|
| (1) | 被災当時の生計維持者の死亡又は行方不明を証明する書類 | (例) 戸籍謄本、死亡診断書 等 |
| (2) | 被災により生計維持者が心身に障害を受けたことを証明する書類 | (例) 診断書、障害者手帳 等 |
| (3) | 福島第一原子力発電所の事故による避難を証明する書類 | (例) 罹災証明書、届出避難場所証明書 等 |
| (4) | 自宅の流出・全半壊を証明する書類 | (例) 罹災証明書 等 |
| (5) | 会社倒産又は解雇を証明する書類 | (例) 雇用保険受給資格者証、勤務先の罹災証明書 等 |

